

短期入所・介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

(土日・祝日等を除く、午前9時～午後5時まで)

電話 0834-25-2800

担当 施設長・主任生活相談員 植村 陽子、生活相談員 秋本 萌

* ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 くりや苑の概要

(1) サービスの提供場所

| | |
|----------|------------------------------|
| 施設名称 | 特別養護老人ホーム くりや苑 |
| 所在地 | 周南市大字栗屋792番地の1 |
| 介護保険指定番号 | 併設型短期入所生活介護 (山口県3571501224号) |

(2) 定員 10名

(3) 職員の職種、員数及び職務内容 (令和 6年 11月 30日現在)

| 従事者の職種 | 職員の員数 | 職務の内容 |
|---------|-------|--------------------------------------|
| 施設長 | 1名 | 施設の業務を統括する。 |
| 医師 | 1名以上 | 入居者の健康管理及び診療に関すること。 |
| 介護支援専門員 | 1名以上 | 入居者の介護計画の作成に関すること。 |
| 生活相談員 | 1名以上 | 入居者の生活相談、面接、身上調査、入居者処遇の企画及び実施に関すること。 |
| 介護職員 | 34名以上 | 入居者の日常生活の介護、援助に関すること。 |
| 看護職員 | 3名以上 | 入居者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に関すること。 |
| 管理栄養士 | 1名以上 | 給食の管理及び栄養指導に関すること。 |
| 機能訓練指導員 | 1名以上 | 入居者の機能回復訓練に関すること。 |
| 事務員 | 4名以上 | 庶務及び会計業務に関すること。 |
| 調理員 | 5名以上 | (委託調理員)給食業務に従事する。 |

※人員配置 I 型 (利用者数に対する介護・看護職員数の比率が常勤職員換算で3対1以上)、夜勤条件基準型 (夜勤職員6名) とします。

また、日中についてはユニット毎に1名以上、夜間については2ユニット毎に1名以上を配置します。

3 サービス内容

(1) 短期入所生活介護計画の作成

利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで、ご利用期間が4日以上連続する場合は「介護（予防）サービス計画」に沿って、「介護（予防）短期入所生活介護計画」を作成します。

(2) 食事（食事代は契約書別紙によります。）

朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 17：30～

(3) 送迎

送迎を行なう通常の実施地域は、概ね片道30分以内とします。送迎時間は平日の9：00～16：30とし、土曜午後と日曜日及び年末年始は送迎を行いません。送迎時間は利用者と事業所双方で話し合いの上決定します。

(4) 入浴

原則として、週に2回入浴していただけます。ただし、発熱等病状に応じ、入浴を控えて清拭等となる場合があります。

(5) 介護

サービス計画に沿って、必要に応じ下記の介護を行います。

食事介助、入浴介助、排泄介助、おむつ交換、着替え介助、口腔ケア、移動介助
移乗介助、体位交換、シーツ交換、認知症状へのケア等

(6) 機能訓練

集団で行う生活リハビリには随時ご参加いただけます。個別機能訓練については、ケアプランの中から当施設にて可能な範囲のものを行います。

(7) レクリエーション

季節ごとの行事にご参加いただけます。

(8) 健康管理

サービス利用中の健康管理のための援助を担当職員により行います。

(9) 生活相談

施設での生活上の様々なご相談に応じさせていただきます。

(10) 理容・美容サービス

月1回各々のサービスを実施しております。料金は直接業者にお支払い下さい。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まず、担当の介護支援専門員(ケア・マネージャー)へお申し込みください。介護支援専門員が申し込みの手続きを代行します。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は当月の3ヶ月先までご予約頂けます(例：6月1日から9月分の受付が開始されます)。また、契約締結にあたってのご説明はご来苑・訪問時での説明とし、ご相談も承っております。

(2) サービス利用契約の終了

ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合、実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できますが、利用期間

中は緊急の場合を除いて3日前に申し出ることにより、退所することができます。

(3) サービス利用契約の自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的に契約は終了とみなします。

- ①ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ②ご利用者がお亡くなりになった場合
- ③介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

(4) その他

以下の場合には、文書で通知することにより直ちに契約を解除することができます。

- ①ご利用者が、サービス利用料金の支払を2ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合
 - ②やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合
 - ③ご利用者やご家族などが当施設および職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させていただきます。
- なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

5 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

短期入所生活介護事業所は、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指します。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

- ①当事業所敷地内は禁煙です。
- ②多額の現金、高価な貴金属等はお持ちにならないようお願いします。
- ③医療機関への受診の付き添い、送迎はご家族でお願いします。
- ④外出等
外出等の際は、ご予約について担当職員までお申し出いただきます。
外出等の際の付き添い、送迎はご家族でお願いします。
- ⑤ショートステイご利用期間外のお荷物の保管は承れません。

6 秘密保持

事業所およびその職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。また、事業所は、短期入所・介護予防短期入所生活介護利用契約書（兼個人情報利用同意書）の個人情報利用同意に従って（個人情報の利用）第17条に定める条件で必要最小限の範囲で個人情報を利用します。

7 緊急時の対応

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、緊急連絡先として登録されているご家族の方に速やかに連絡いたします。

8 非常災害対策

当施設は、消火設備、非常放送設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、職員及びご利用者が参加する訓練を定期的の実施いたします。

9 サービス内容に関する相談・苦情

利用者相談・苦情担当 担当 植村 陽子 0834-25-2800

当施設以外の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

○周南市役所高齢者支援課（周南市岐山通1丁目1番地）0834-22-8467

○下松市役所長寿社会課（下松市大手町3-3-3）0833-45-1831

○山口県国民健康保険団体連合会（山口市朝田1980-7）

083-995-1010

○山口県福祉サービス運営適正化委員会（福祉サービス苦情解決委員会）

（山口市大手町9-6 ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館2F）

083-924-2837

○上記以外にお住まいの方は、最寄りの市役所の担当課にご連絡ください。

10 法人及び事業所の概要

| | |
|-------------|---|
| 名称・法人種別 | 社会福祉法人栗屋福祉会 |
| 代表者役職・氏名 | 理事長 石川 喜隆 |
| 法人所在地 | 周南市大字栗屋792番地の1 |
| 連絡先 | 電話 0834-25-2800 |
| ホームページアドレス | https://www.kuriyaen.jp |
| 栗屋福祉会事業所の事業 | 特別養護老人ホーム 90床 短期入所 10床 居宅介護支援事業所 |

令和 年 月 日

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護ご利用にあたり、ご利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

事業者名 社会福祉法人 栗屋福社会
所在地 周南市大字栗屋792番地の1
施設名 特別養護老人ホーム くりや苑
代表者名 理事長 石川 喜隆 印

説明者名 印

私は、契約書および本書面により、施設から短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

身元引受人 住所
(利用者家族代表) (利用者本人との関係)

氏名 印